

公募型プロポーザルの公告

新築住宅再生可能エネルギー設備推進業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年5月11日

酒田市長 丸山 至

1 業務の概要

(1) 業務名

新築住宅再生可能エネルギー設備推進業務委託

(2) 業務内容

概要 市内住宅施工業者※<sup>1</sup>の施工による市内の新築住宅等に太陽光発電設備と併せて蓄電池設備を導入する際、初期費用及びメンテナンス費用の負担がないオンサイトPPA方式で設置する住宅に対し、オンサイトPPA事業者経由によりサービス費用の一部を支援することなど普及促進に関する業務

※<sup>1</sup> 山形県内に本店を有し、かつ、市内に事業所又は営業所がある法人、又は、個人事業者をいう。

詳細 実施要領及び特記仕様書のとおり

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式※<sup>2</sup>により事業者を選定し、本市と受注者との間で委託契約を締結するものとする。

※<sup>2</sup> 本事業は、令和5年1月17日に市公民連携推進検討委員会にて審査の結果「採用」と判定された事業であり、市民間事業者提案制度募集要項に基づき、提案者に対しインセンティブが与えられています。

(4) 委託業務期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで  
(ただし、受付期間は契約締結の日から令和9年3月31日まで)

2 参加資格要件

本企画提案への参加資格を有する者は、単独企業又は業務を共同連帯して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体等のグループ（以下「共同企業体」という。）とし、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。なお、共同企業体については、以下の要件を構成員のすべてが満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ② 公告日以後に、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 29 年告示第 580 号）に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- ③ 酒田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ④ 住宅用オンサイト P P A の太陽光発電設備設置の実績を有する者であること。
- ⑤ 企画提案書の提出までに、以下のいずれかの条件を満たすこと。
  - ア) 酒田市契約規則（平成 17 年規則第 58 号）第 27 条第 3 項に規定する指名競争入札参加者登録簿（令和 5 年・6 年度）に登録されていること。
  - イ) 指名競争入札参加者登録簿（令和 5 年・6 年度）に未登録の場合は、参加資格確認結果の通知の前日までに、参加資格審査申請を行い、登録が完了していること。

### 3 参加手続

本業務の企画提案に参加しようとする者は、「新築住宅再生可能エネルギー設備推進業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）7 に定めるところにより必要書類を提出すること。

### 4 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領 9、10 に定めるところにより必要書類を提出すること。

### 5 審査方法

提出された企画提案書は、実施要領 11 に定めるところにより審査し、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。

### 6 その他

その他詳細は、実施要領に定めるところによる。実施要領及び各種提出様式は、酒田市ホームページ（<http://www.city.sakata.lg.jp/>）に掲載する。

### 7 問合せ先

酒田市建設部建築課（0234-26-5749）